

平成30年度	平成31年度（改定案）	摘要
<p>第3編 土木工事共通編</p> <p>第3章 港湾工事材料</p> <p>第4節 防食材料 3-3-4-1 アルミニウム合金陽極 3. 陽極の電流効率率は、90%以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督職員に提出しなければならない。</p> <p>第7節 車止め・緑金物 3-3-7-1 車止め・緑金物 1. 車止めの材質、形状寸法及び配置は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>第4編 港湾工事共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則 4-1-1-1 工事中の安全確保 3. 受注者は、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合は、作業区域への航行船舶の進入等を十分注意し、事故防止に努めなければならない。なお、監視船の配置が必要な場合及び作業時間帯を特定する場合には設計図書の定めによるものとする。</p> <p>第2章 一般施工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年 7月) 国土交通省 ダイオキシソリン類に係る水底土砂の判断基準について (平成15年 9月)</p> <p>第6節 海上地盤改良工 4-2-6-9 固化工 7. 薬液注入工法 (4) 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。</p>	<p>第3編 土木工事共通編</p> <p>第3章 港湾工事材料</p> <p>第4節 防食材料 3-3-4-1 アルミニウム合金陽極 3. 陽極の陽極電位（閉路電位）は、-1,050mV以下（vs飽和甘こう電極（SCE））、発生電気量は2,600A・h/kg以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督職員に提出しなければならない。</p> <p>第7節 車止め・緑金物 3-3-7-1 車止め・緑金物 1. 車止め・緑金物の材質、形状寸法及び配置は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>第4編 港湾工事共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則 4-1-1-1 工事中の安全確保 3. 受注者は、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合は、作業区域への航行船舶の進入等を十分注意し、事故防止に努めなければならない。なお、安全監視船の配置が必要な場合及び作業時間帯を特定する場合には設計図書の定めによるものとする。</p> <p>第2章 一般施工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成30年 5月) 国土交通省 ダイオキシソリン類に係る水底土砂の判断基準について (平成15年 9月)</p> <p>第6節 海上地盤改良工 4-2-6-9 固化工 7. 薬液注入工法 (4) 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)及び「薬液注入工法による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」(平成29年8月1日港湾局技術企画課長・航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達)の規定による。</p>	<p>港湾局仕様書との整合 ※陽極の設計において、有効電気量を使用するため</p> <p>港湾局仕様書との整合</p> <p>修正</p> <p>基準改訂</p> <p>港湾局仕様書との整合</p>

平成30年度	平成31年度（改定案）	摘要
<p>第7節 基礎工 4-2-7-4 基礎捨石工 1. 基礎捨石 受注者は、捨石マウンドの余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>第15節 本体工（コンクリート杭式） 4-2-15-2 コンクリート杭工 1. コンクリート杭 (1) 受注者は、「JIS A 7201 遠心力コンクリートくいの施工標準」により施工しなければならない。なお、当該文中の「責任技術者」を「監督職員」に、「承認」を「承諾」にそれぞれ読み替えるものとする。 (2) 試験杭を施工する場合は、設計図書の定めによるものとする。 (3) 受注者は、国土交通省告示第468号「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」に基づき施工しなければならない。</p> <p>第11編 港湾編</p> <p>第1章 航路、泊地、船だまり</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成19年7月）</p> <p>第12編 港湾海岸編</p> <p>第1章 堤防、防潮堤、護岸</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成16年6月） 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成19年7月）</p>	<p>第7節 基礎工 4-2-7-4 基礎捨石工 1. 基礎捨石 受注者は、捨石マウンドの余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。 2. 瀬取り 受注者は、瀬取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。</p> <p>第15節 本体工（コンクリート杭式） 4-2-15-2 コンクリート杭工 1. コンクリート杭 (1) 受注者は、「JIS A 7201 遠心力コンクリートくいの施工標準」により施工しなければならない。なお、当該文中の「工事監理者」を「監督職員」に、「承認」を「承諾」にそれぞれ読み替えるものとする。 (2) 試験杭を施工する場合は、設計図書の定めによるものとする。 (3) 受注者は、国土交通省告示第468号「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」に基づき施工しなければならない。</p> <p>第11編 港湾編</p> <p>第1章 航路、泊地、船だまり</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）</p> <p>以下、第2章～第6章まで同じ</p> <p>第12編 港湾海岸編</p> <p>第1章 堤防、防潮堤、護岸</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>全国農地海岸保全協会・全国漁業漁場協会・全国海岸協会・日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月） 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）</p> <p>以下、第2章～第5章まで同じ</p>	<p>港湾局仕様書との整合</p> <p>港湾局仕様書との整合 ※左記JISに表記されているのが「責任技術者」ではなく「工事監理者」、また、「承認について文言がない」</p> <p>基準改訂</p> <p>基準改訂</p>

平成30年度							平成31年度（改定案）							摘要																																																																																																																						
出来形管理基準及び規格値 （別表－1）出来形の規格値及び施工管理基準							出来形管理基準及び規格値 （別表－1）出来形の規格値及び施工管理基準							港湾局仕様書との整合																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">規格値 (mm)</th> <th colspan="3">施工管理基準</th> <th rowspan="2">測定単位 (mm)</th> </tr> <tr> <th>測定基準</th> <th>結果表によるもの(設計値、実測値差を記入)</th> <th>設計図に実測値を朱書きするもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">付属工</td> <td>電気防食</td> <td>取付位置</td> <td>全数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電位測定</td> <td>飽和かんこう電極基準で-770mV、海水塩化銀基準で-780mVまたは、飽和硫酸銅電極基準で-850mV に達しなければならぬ</td> <td></td> <td>管理表にまとめる。(付表4-7.4)</td> <td></td> <td>1mV</td> </tr> </tbody> </table>							工種	項目	規格値 (mm)	施工管理基準			測定単位 (mm)		測定基準	結果表によるもの(設計値、実測値差を記入)	設計図に実測値を朱書きするもの	付属工	電気防食	取付位置	全数				電位測定	飽和かんこう電極基準で-770mV、海水塩化銀基準で-780mVまたは、飽和硫酸銅電極基準で-850mV に達しなければならぬ		管理表にまとめる。(付表4-7.4)		1mV	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">規格値 (mm)</th> <th colspan="3">施工管理基準</th> <th rowspan="2">測定単位 (mm)</th> </tr> <tr> <th>測定基準</th> <th>結果表によるもの(設計値、実測値差を記入)</th> <th>設計図に実測値を朱書きするもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">付属工</td> <td rowspan="2">電気防食</td> <td>取付位置</td> <td>全数</td> <td></td> <td></td> <td>1cm</td> </tr> <tr> <td>電位測定</td> <td>±20cm ※水深の変状等により図面通りに取付が困難な場合は別途協議とする</td> <td></td> <td>測定表を作成し提出</td> <td></td> <td>1mV</td> </tr> </tbody> </table>							工種	項目	規格値 (mm)	施工管理基準			測定単位 (mm)	測定基準	結果表によるもの(設計値、実測値差を記入)	設計図に実測値を朱書きするもの	付属工	電気防食	取付位置	全数			1cm	電位測定	±20cm ※水深の変状等により図面通りに取付が困難な場合は別途協議とする		測定表を作成し提出		1mV	港湾局仕様書との整合																																																																							
工種	項目	規格値 (mm)	施工管理基準			測定単位 (mm)																																																																																																																														
			測定基準	結果表によるもの(設計値、実測値差を記入)	設計図に実測値を朱書きするもの																																																																																																																															
付属工	電気防食	取付位置	全数																																																																																																																																	
	電位測定	飽和かんこう電極基準で-770mV、海水塩化銀基準で-780mVまたは、飽和硫酸銅電極基準で-850mV に達しなければならぬ		管理表にまとめる。(付表4-7.4)		1mV																																																																																																																														
工種	項目	規格値 (mm)	施工管理基準			測定単位 (mm)																																																																																																																														
			測定基準	結果表によるもの(設計値、実測値差を記入)	設計図に実測値を朱書きするもの																																																																																																																															
付属工	電気防食	取付位置	全数			1cm																																																																																																																														
		電位測定	±20cm ※水深の変状等により図面通りに取付が困難な場合は別途協議とする		測定表を作成し提出		1mV																																																																																																																													
品質の規格値及び施工管理基準 11. 付属工材料の品質管理							品質の規格値及び施工管理基準 11. 付属工材料の品質管理							港湾局仕様書との整合																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">試験(測定)種目</th> <th rowspan="2">試験(測定)方法</th> <th rowspan="2">規格値</th> <th colspan="2">施工管理基準</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>試験(測定)基準</th> <th>管理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">付属工</td> <td rowspan="3">車止め・縁石</td> <td>本体の化学成分、機械的性質</td> <td>JIS G3101 2種 SS400</td> <td>JISによる</td> <td></td> <td>製造業者の試験成績表による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外観</td> <td>観察</td> <td>使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>形状寸法</td> <td></td> <td>仕様書による</td> <td>全数</td> <td>製造業者の測定表による</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電気防食陽極板</td> <td>陽極の種類、化学成分</td> <td></td> <td></td> <td>監督員が承諾した図面及び品質に適合していること</td> <td></td> <td>製造業者の試験成績表による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>形状寸法</td> <td></td> <td></td> <td>監督員が承諾した図面各陽極の形状寸法の±5%以内</td> <td>全数</td> <td>製造業者の測定表による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>計量器により測定</td> <td></td> <td>各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし、取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはいけない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極の許容範囲は±4%とする</td> <td>全数</td> <td>製造業者の測定表による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陽極板の電流効率等(陽極電位、発生電流)</td> <td></td> <td></td> <td>90%以上</td> <td></td> <td>製造業者の試験成績表による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							工種	種別	試験(測定)種目	試験(測定)方法	規格値	施工管理基準			摘要	試験(測定)基準	管理方法	付属工	車止め・縁石	本体の化学成分、機械的性質	JIS G3101 2種 SS400	JISによる		製造業者の試験成績表による		外観	観察	使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと				形状寸法		仕様書による	全数	製造業者の測定表による		電気防食陽極板	陽極の種類、化学成分			監督員が承諾した図面及び品質に適合していること		製造業者の試験成績表による		形状寸法			監督員が承諾した図面各陽極の形状寸法の±5%以内	全数	製造業者の測定表による		質量	計量器により測定		各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし、取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはいけない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極の許容範囲は±4%とする	全数	製造業者の測定表による		陽極板の電流効率等(陽極電位、発生電流)			90%以上		製造業者の試験成績表による		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">試験(測定)種目</th> <th rowspan="2">試験(測定)方法</th> <th rowspan="2">規格値</th> <th colspan="2">施工管理基準</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>試験(測定)基準</th> <th>管理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">付属工</td> <td rowspan="3">車止め・縁石</td> <td>本体の化学成分、機械的性質</td> <td>JIS G3101 2種 SS400</td> <td>JISによる</td> <td></td> <td>製造業者の試験成績表による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外観</td> <td>観察</td> <td>使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>形状寸法</td> <td></td> <td>仕様書による</td> <td>全数</td> <td>製造業者の測定表による</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電気防食陽極板</td> <td>陽極の種類、化学成分</td> <td></td> <td></td> <td>監督員が承諾した図面及び品質に適合していること</td> <td></td> <td>製造業者の試験成績表による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>形状寸法</td> <td></td> <td></td> <td>監督員が承諾した図面各陽極の形状寸法の±5%以内</td> <td>全数</td> <td>製造業者の測定表による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>計量器により測定</td> <td></td> <td>各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし、取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはいけない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極の許容範囲は±4%とする</td> <td>全数</td> <td>製造業者の測定表による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陽極性能</td> <td></td> <td></td> <td>陽極電位(閉回路)=-1,050mV以下(vs飽和甘こう電極(SCE))、発生電流量2,600A-h/kg以上</td> <td>全数</td> <td>製造業者の試験成績表による</td> <td>納入前</td> </tr> </tbody> </table>							工種	種別	試験(測定)種目	試験(測定)方法	規格値	施工管理基準		摘要	試験(測定)基準	管理方法	付属工	車止め・縁石	本体の化学成分、機械的性質	JIS G3101 2種 SS400	JISによる		製造業者の試験成績表による		外観	観察	使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと				形状寸法		仕様書による	全数	製造業者の測定表による		電気防食陽極板	陽極の種類、化学成分			監督員が承諾した図面及び品質に適合していること		製造業者の試験成績表による		形状寸法			監督員が承諾した図面各陽極の形状寸法の±5%以内	全数	製造業者の測定表による		質量	計量器により測定		各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし、取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはいけない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極の許容範囲は±4%とする	全数	製造業者の測定表による		陽極性能			陽極電位(閉回路)=-1,050mV以下(vs飽和甘こう電極(SCE))、発生電流量2,600A-h/kg以上	全数	製造業者の試験成績表による	納入前
工種	種別	試験(測定)種目	試験(測定)方法	規格値	施工管理基準							摘要																																																																																																																								
					試験(測定)基準	管理方法																																																																																																																														
付属工	車止め・縁石	本体の化学成分、機械的性質	JIS G3101 2種 SS400	JISによる		製造業者の試験成績表による																																																																																																																														
		外観	観察	使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと																																																																																																																																
		形状寸法		仕様書による	全数	製造業者の測定表による																																																																																																																														
	電気防食陽極板	陽極の種類、化学成分			監督員が承諾した図面及び品質に適合していること		製造業者の試験成績表による																																																																																																																													
		形状寸法			監督員が承諾した図面各陽極の形状寸法の±5%以内	全数	製造業者の測定表による																																																																																																																													
		質量	計量器により測定		各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし、取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはいけない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極の許容範囲は±4%とする	全数	製造業者の測定表による																																																																																																																													
		陽極板の電流効率等(陽極電位、発生電流)			90%以上		製造業者の試験成績表による																																																																																																																													
工種	種別	試験(測定)種目	試験(測定)方法	規格値	施工管理基準		摘要																																																																																																																													
					試験(測定)基準	管理方法																																																																																																																														
付属工	車止め・縁石	本体の化学成分、機械的性質	JIS G3101 2種 SS400	JISによる		製造業者の試験成績表による																																																																																																																														
		外観	観察	使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと																																																																																																																																
		形状寸法		仕様書による	全数	製造業者の測定表による																																																																																																																														
	電気防食陽極板	陽極の種類、化学成分			監督員が承諾した図面及び品質に適合していること		製造業者の試験成績表による																																																																																																																													
		形状寸法			監督員が承諾した図面各陽極の形状寸法の±5%以内	全数	製造業者の測定表による																																																																																																																													
		質量	計量器により測定		各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし、取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはいけない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極の許容範囲は±4%とする	全数	製造業者の測定表による																																																																																																																													
		陽極性能			陽極電位(閉回路)=-1,050mV以下(vs飽和甘こう電極(SCE))、発生電流量2,600A-h/kg以上	全数	製造業者の試験成績表による	納入前																																																																																																																												

平成30年度				平成31年度（改定案）				摘要		
写真管理基準 (別表-3) 写真管理				写真管理基準 (別表-3) 写真管理				アスファルト舗装に、コンクリート舗装の写真管理基準の記載があったことから修正		
舗装	工種	区分	撮影箇所	撮影基準	工種	区分	撮影箇所		撮影基準	
			型枠の施工状況 コンクリート舗設状況 目地施工状況 養生状況	型枠据付時の路盤の状況、型枠据付状況がわかる代表的なものを撮影 コンクリート運搬舗設作業、締固め及び表面仕上げ状況のわかる代表的なものを撮影 スリップバー、タイバー目地材などの設置状況及び金網などの設置状況がわかる代表的なものを撮影 養生状況がわかる代表的なものを撮影			型枠の施工状況 コンクリート舗設状況 目地施工状況 養生状況		型枠据付時の路盤の状況、型枠据付状況がわかる代表的なものを撮影 コンクリート運搬舗設作業、締固め及び表面仕上げ状況のわかる代表的なものを撮影 スリップバー、タイバー目地材などの設置状況及び金網などの設置状況がわかる代表的なものを撮影 養生状況がわかる代表的なものを撮影	
舗装	工種	区分	撮影箇所	撮影基準	舗装	工種	区分		撮影箇所	撮影基準
			型枠の施工状況 アスファルト舗設状況 出来形の確認状況	型枠据付時の路盤の状況、型枠据付状況がわかる代表的なものを撮影 プラントの全景、運搬中の状況、舗装締固めの状況の代表的なものを撮影 コアー抜取り状況、コアーの状況などがわかるよう代表的なものを撮影					舗装の出来形寸法 路床路盤の厚さ、コンクリート舗装の鉄網、目地などで工事完成後明視できないもの	舗装の幅、舗装厚がわかるよう脱型後側面より撮影 路床路盤の厚さ、幅、コンクリート舗装の鉄網、目地などを撮影
付属工	工種	区分	撮影箇所	撮影基準	付属工	工種	区分		撮影箇所	撮影基準
			使用船舶機械等 基礎工施工状況 本体据付状況 搬入数量	使用機械、船舶等が判明できるように撮影 杭打ち、基礎石投入、均し及びコンクリート打設、押込ボルト等を撮影 据付状況が判明できるように撮影 搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影					使用船舶機械等 基礎工施工状況 本体据付状況 搬入数量	使用機械、船舶等が判明できるように撮影 杭打ち、基礎石投入、均し及びコンクリート打設、押込ボルト等を撮影 据付状況が判明できるように撮影 搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
付属工	工種	区分	撮影箇所	撮影基準	付属工	工種	区分		撮影箇所	撮影基準
			係船柱基礎コンクリートの出来形寸法など 本体据付確認状況	基礎杭打込完了状況、基礎石均し、コンクリート打設前の型枠、埋込ボルト検査状態及び基礎完成状況が判明できるように撮影 据付完了状態が判明できるように撮影					係船柱基礎コンクリートの出来形寸法など 本体据付確認状況	基礎杭打込完了状況、基礎石均し、コンクリート打設前の型枠、埋込ボルト検査状態及び基礎完成状況が判明できるように撮影 据付完了状態が判明できるように撮影
防舷材	工種	区分	撮影箇所	撮影基準	防舷材	工種	区分		撮影箇所	撮影基準
			使用船舶機械等 取付位置の状態 取付状況 搬入数量	使用機械、船舶等が判明できるように撮影 埋込（取付）ボルトの部分及び全景				使用船舶機械等 取付位置の状態 取付状況 搬入数量	使用機械、船舶等が判明できるように撮影 埋込（取付）ボルトの部分及び全景	
防舷材	工種	区分	撮影箇所	撮影基準	防舷材	工種	区分	撮影箇所	撮影基準	
			取付完了状態	取付完了状態の部分（1基）及び正面全体と延長方向全景				取付完了状態	取付完了状態の部分（1基）及び正面全体と延長方向全景	